

●香川県告示第53号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、併せて同条第2項の規定に基づき新たに道路の区域となった道路の部分の供用を開始するので、同条第1項及び第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、平成19年2月16日から同年3月9日まで一般の縦覧に供する。

平成19年2月16日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 1 道路の種類 県道（主要地方道）
- 2 路線名 岡田善通寺線（47号）
- 3 道路の区域

区 間	変 更 前後別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
丸亀市綾歌町岡田上1301番1地先 から	前	8.0~11.0	73	平成18年香川県 告示第569号で 変更した迂回路 の廃止及び供用
丸亀市綾歌町岡田上1289番1地先 まで	前	11.0~15.0	90	
	後	10.6~12.4	73	

- 4 供用開始の期日 平成19年2月16日